

廿日市市創業支援補助金 手引き

目 的

創業前又は創業後の負担を軽減し、新たなビジネスや雇用の場の創出、持続的な事業展開等を支援するため、補助金を交付します。

補 助 額

1 申請あたり上限 50 万円（予算額 600 万円）

※補助金の受領は事業完了後となります。

補 助 率

2 / 3

※次の①から③のいずれかに該当する場合は 3 / 4

- ① 市外からの転入を伴う創業の場合（直近の転入元に 1 年以上在住している必要有）
- ② 佐伯地域、吉和地域での創業の場合
- ③ 創業にあたって、廃業を予定している者から事業譲渡等により、経営資源の引継ぎを行う場合

申請受付期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）から 令和 8 年 7 月 31 日（金）まで

対 象 者

以下条件を全て満たす者

- ① 令和 8 年 12 月 31 日までに所得税法第 229 条に規定する開業の届け出により新たに事業を開始する予定の者、又は、同条の規定により開業の届け出をし、補助事業申請時点で 3 年を経過していない者（法人設立の場合は法人設立届出書を提出予定の者又は登記履歴事項全部証明書に記載されている会社設立日から起算して補助事業申請日が 3 年未満となる者）
- ② 廿日市市内で創業をする予定の者又は廿日市市内で創業をしている者
- ③ 廿日市商工会議所、佐伯商工会、大野町商工会、宮島町商工会の経営指導員等又は廿日市市産業振興課が事業者の個別相談支援事務を委託する専門家に対し、当該補助金申請前に事業の相談を概ね 1 時間以上行っている者
- ④ 特定創業等事業の証明を受けている者又は令和 9 年 1 月 31 日までに特定創

業等事業の証明を受ける見込みの者

次のいずれかに該当する場合は補助の対象外とします。

- ① 廿日市市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者
- ② 市税の滞納をしている者
- ③ 5年以内に市外へ移転する予定の者等事業の継続性が確保されていない者
- ④ 営業日数が平均週3日未満を予定している者
- ⑤ 市外に本店を有する事業者のチェーン店又は支店等として創業をする者
- ⑥ 第二創業を予定している者
- ⑦ 過去に本補助金の採択を受けている者
- ⑧ その他廿日市市産業まちづくり委員会創業支援補助金事務局（以下「事務局」という。）が適当でないと認める者

※ 詳細は、「廿日市市創業支援補助金交付要綱」をご確認ください。

補助対象経費

○ 補助対象事業で交付決定日から令和9年1月31日（日）までに経費の支払いが完了しているもの（※但し、取得価格3万円未満(税別)は対象外。）

事業所の家賃（期間内上限5ヶ月）、資格等取得費、専門家への謝金、広告宣伝費、設備購入費、事業所の開設に係る改修費、知的財産権等関連経費、その他諸経費

- 全ての費目について、その根拠となる規程、領収書等の証拠書類及び振込に関する明細（又は通帳の写し）が必要です。また、インターネットやメールで注文したものは購入したものの金額等がわかる画面コピーを保存してください。
- 1件あたり100万円（税込）を超える発注をする場合又は、金額に関わらず中古品を購入する場合は2者以上からの見積もりが必要です。
- 中古品の購入する場合は、50万円（税別）未満のものが対象です。
- 取得額が1件あたり50万円（税別）以上の場合は、「処分制限財産」に該当するため、補助事業が終了し、補助金の支払を受けた後であっても、取得日から5年間は処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。やむを得ず処分が必要となった場合は、必ず補助金事務局等へ申請し、処分の承認を受けるとともに、交付された補助金を還付する必要があります。

※以下は補助対象経費となりません。

- ・補助対象事業者の人件費、アルバイト料
- ・自らが所有する施設の会場使用料など補助対象事業者の収益となる会場使用料
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・華美なもの(必要以上に高価な什器、美術品等)
- ・旅費（ガソリン代、レンタカー代、駐車料金等含む）
- ・飲食費、交際費
- ・金券等の購入費
- ・文房具などの一般事務用品
- ・汎用性があり、他の事業と併用して使用するもの(例えば、冷蔵庫等の家電製品、プリンタ、デジカメ、文書作成ソフトウェア、スマートフォン及びデジタル複合機、自動車、バイクなど)の購入費
- ・租税公課（消費税を含む）
- ・知的財産権の取得に要する経費のうち、日本の特許庁に納付する手数料（出願料、審査請求料、特許料等）、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- ・構成事業者間での受発注取引に係る経費
- ・不動産購入費
- ・既存設備等に関する修繕費
- ・オークションによる購入
- ・仮想通貨、クーポン、（クレジットカード会社等から賦与された）ポイント、金券、商品券等での支払い
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・システム保守費
- ・家賃のうち、月額の家賃・管理費・共益費以外の保険料など
- ・その他廿日市市産業まちづくり委員会創業支援補助金事務局が不適当と認める経費

対象経費の支払方法

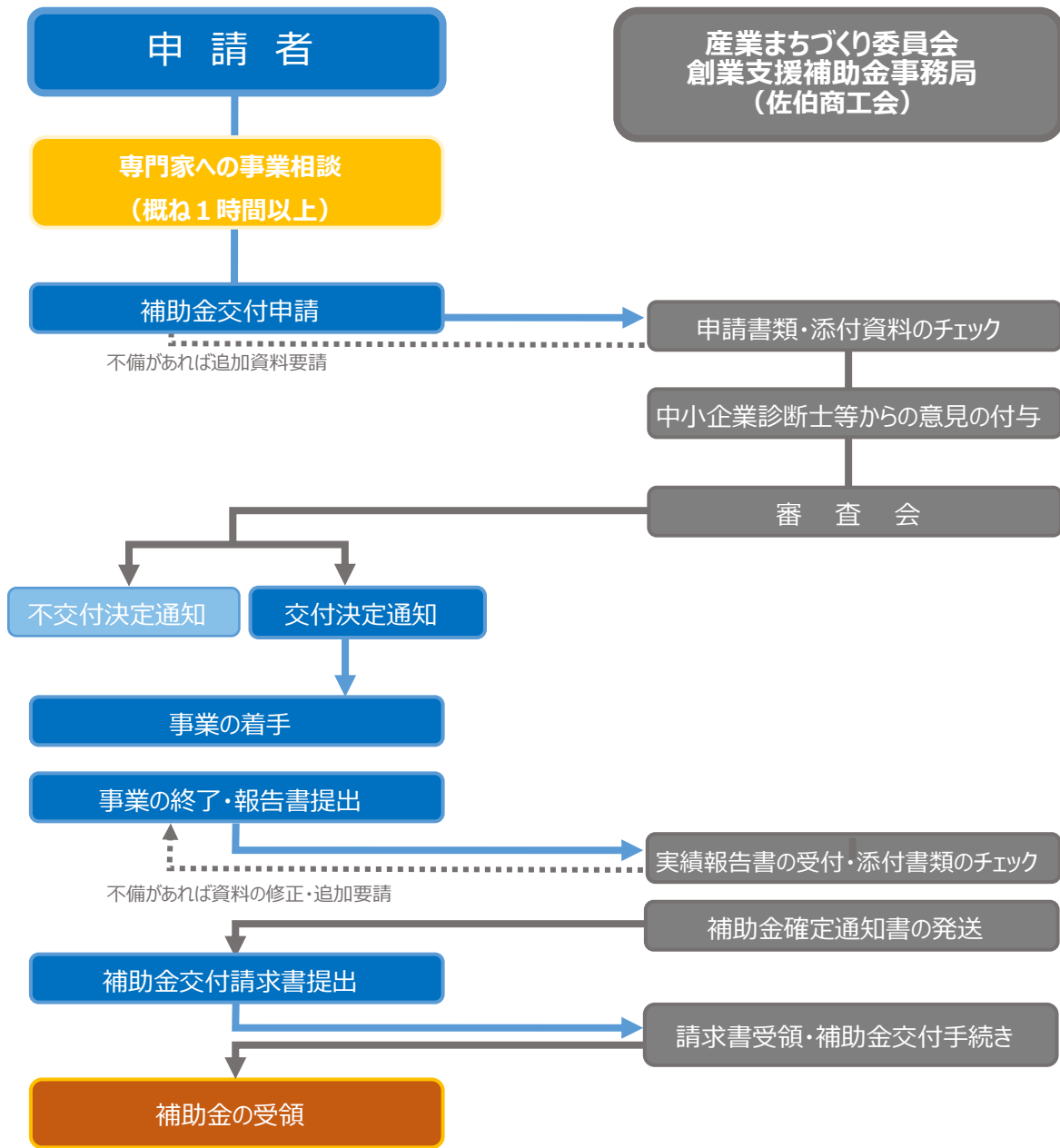
- 対象経費は、原則、銀行振込で支払ってください。
- 経理処理の都合上、やむを得ない事情によりクレジットカード等で支払う場合は、必ず補助金事務局事前に相談をしてください。
- ※ ただし、申請する事業者の名義であり、補助事業期間内に支出が完了しているもの（通帳口座から引き落としが完了している）に限ります。
- クレジットカードで支払いを行った場合には、実績報告時に以下の書類をご提出くだ

さい。

- ・カード会社発行のクレジットカード利用明細書
- ・カード利用金額引き落とし口座通帳の該当部分のコピー

※ 補助対象期間内に支払が完了していない経費については、事情を問わず補助対象外となりますのでご注意ください。

申請の流れ



採 択 基 準

別紙「審査表」により採点を行い、審査員全員の平均点が60点以上となること（但し、審査員のうち一人でも審査表の評価項目について1点を付けた場合は平均点に関わらず不交付とする。）。

- ※ 平均60点以上を満たした場合であっても、予算額（600万円）の範囲内で、得点の高い順に採択者を決定します。
- ※ 採択結果により予算残額が生じた場合には、次順位者に対し、残額の範囲内での交付について意向確認を行う場合があります。

【加点基準】

以下を満たす提案については審査時に加点措置を行います。

- ・令和5年度、令和6年度又は令和7年度に廿日市市産業まちづくり委員会が主催するしゃもじん創業塾（1会計年度内にすべて）に参加した事業者
- ・これから創業するまたは、創業して1年以内である事業者

提 出 書 類

【補助金交付申請】

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書及び同意書（様式第2号）
- ③事業計画書（様式第3号）
- ④収支予算書（様式第4号）

【事業報告】

- ①実績報告書（様式第8号）
- ②事業報告書（様式第9号）
- ③収支決算書（様式第10号）
- ④添付資料：経費を支出したことがわかる書類（請求書、領収書等）

問 い 合 わ せ 先

廿日市市産業まちづくり委員会創業支援補助金事務局（佐伯商工会）

〒738-0222 広島県廿日市市津田1963-3

電 話：（0829）72-0690

F A X：（0829）40-1010

メー ル：saiki@hint.or.jp